

うるおい

17 合併協議会だより

2003.11.10発行
発行/柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会

〒669-3309 兵庫県氷上郡柏原町柏原525-1 tel.0795-73-3122 fax.0795-73-3123
ホームページアドレス/ <http://www5.nkansai.ne.jp/org/h6gappeiik/>
E-mail/ h-gappeikyoutu@mx.nkansai.ne.jp



「新市建設計画」ができました!

「新市建設計画」は、新しい市を建設していくためのマスタープランとして、将来ビジョンや施策の方向性を示し、合併後のまちづくりの基本的な指針とするものです。

「将来構想まちづくりビジョン」をもとに、第20回合併協議会から約1年かけて作成し、第31回合併協議会で承認された内容で県知事と協議してきました。

このほど、知事協議の終了をもって、合併協議会での確認により合併特例法に規定する新市建設計画として正式に位置づけられました。

「新市建設計画概要版」(写真の冊子)を11月6日に新聞折り込みでお届けしました。
お手元に届かなかったご家庭がありましたら、合併協議会事務局又は各町役場までご連絡いただければ、送付させていただきます。

「新市建設計画」、 「町名・字名の取扱い」などを確認

- 第32回・第33回合併協議会で
次のことが確認されました。
- 第32回合併協議会
 - 協議第1号 第35回、第36回、第37回合併協議会開催日程等の変更について
 - 協議第2号 合併協定項目の変更について
 - 協議第3号 住民説明会について
 - 協議第51号 (協定項目) 町の慣行の取扱い
 - 第33回合併協議会
 - 協議第1号 新市建設計画
 - 協議第33号 (協定項目) 町名・字名の取扱い
 - 協議第52号 (協定項目) 行政区の取扱い
 - 協議第53号 (協定項目) 人権・同和対策の取扱い
 - 協議第45号 (協定項目) 社会教育関係の取扱い
- 協議第53号の提案に伴う修正が確認されました。
- 詳しくは中面をご覧ください。

氷上郡6町合併

住民説明会開催のご案内

「合併協議会ではこんなことが決まりました!!」

すでに11月6日(木)に新聞折り込みでお知らせしていますように、合併協定項目の確認内容や新市建設計画の概要など、これまでの協議状況をご説明するため、「住民説明会」を開催します。みなさまお誘いあわせのうえ、ぜひご参加ください。

開催日時、場所等は次のとおりです。

住民説明会

日時・場所	ご都合のよい会場にお越しください。	内容
11月14日(金曜日)午後7時30分~	青垣町民センター別館大ホール	(1) あいさつ
11月16日(日曜日)午後7時30分~	柏原町 氷上郡民会館大ホール	(2) これまでの協議状況の説明 ・合併協定項目の確認内容 ・新市建設計画の概要 など
11月21日(金曜日)午後7時30分~	市島町 ライフピアいちじま	(3) 意見交換
11月22日(土曜日)午後7時30分~	氷上町公民館体育館	当日、新市建設計画概要版(11月6日新聞折込み)をお持ちください。
11月24日(月曜日)午後1時30分~	山南町 やまなみホール	
11月24日(月曜日)午後7時30分~	春日町文化ホール	

主催: 柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会
主管: 柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町

問い合わせ: 柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会
0795-73-3122

ホームページ: <http://www5.nkansai.ne.jp/org/h6gappeiik/>
E-mail: h-gappeikyoutu@mx.nkansai.ne.jp
または各町役場総務(企画)課

お知らせ

合併協議会は傍聴できます。会議の傍聴を希望される方は、会議開始15分前までに受付をお済ませください。なお、会場の都合により、希望者が多数の場合は抽選とさせていただきます。

合併協議会会議録を閲覧できます。会議録の閲覧を希望される方は、合併協議会事務局または各町役場までお越しください。

協議会の今後のスケジュール

第35回合併協議会 午前9時30分開会	平成15年11月14日(金) (山南町 やまなみホール)
第36回合併協議会 時間未定	平成15年11月26日(水) (市島町 農村環境改善センター)
第37回合併協議会 時間未定	平成16年1月22日(木) (柏原町 詳細未定)

あしがき

秋も深まり野山は紅葉の美しい時期を迎えました。

合併協議会は、昨年10月に合併を『是』とする方向が確認されて1年、いよいよ協議も大詰めを迎えました。厳しい合併ではありますが、可能性を信じ、今こそ小異を捨て大同に着くべき時だと思います。

これまでの経緯を住民のみなさまにご理解いただくため、11月14日から24日まで郡内6会場で住民説明会を開催します。積極的にご参加いただき、みなさまの声を協議会にお届けくださることを願っています。

「雪の朝一の字一の字の下駄のあと」。この句は丹波柏原で生まれた元禄の俳人田ステ女6歳の句として広く知られています。代官の娘として生まれ、五男一女に恵まれながらその安定した日々を捨て出家しました。封建の世に、現状に甘えることなく、妻として、母として、尼僧としてひたむきに生きたステ女。この自立した生き方に深い共感を覚え、郷土の文化遺産として次代に伝えたいと、町内の主婦を中心に平成4年「田ステ女をたえる会」を結成しました。

以来、「ステ女忌句会」をはじめ、小冊子「田ステ女の発刊、投句箱の設置、「ステ女公園」の清掃など地道な活動を展開しています。

平成9年、ステ女生誕の地柏原を「俳句のまち」として広く伝えようと、「田ステ女二百回忌記念俳句ラリー」を開催、以来毎年「母の日」に開いています。

柏原町 田ステ女をたえる会



俳句のまちかいばら

第32回 合併協議会

【協議事項】

協議第1号
第35回、第36回合併協議会開催日程及び開催町の変更について
第33回合併協議会においてさらに変更されましたので、ここでの記載は省略します。最新の日程はP8「協議会の今後のスケジュール」をご覧ください。

【協議事項】

協議第2号
合併協定項目の変更について
当初提案予定としていた合併協定項目について、次のとおり変更することが確認されました。
・「人権（同和）対策関係事業の取扱い」を「人権・同和対策の取扱い」に変更する。
（変更理由）
これまでの取り組みの結果、同和問題に対する住民の理解と認識は定着しつつあるが、今後は残された課題解決、差別解消に向けて、同和問題を重要な柱としながら、すべての人々の基本的人権を尊重していくための教育啓発活動が求められている。このような潮流とその取り組みの経緯を踏まえて、協定項目の名称を変更する。
調整内容は、協議第53号の欄をご覧ください。

【協議事項】

・「情報公開の取扱い」を削除する。
（削除理由）
・情報公開制度については、すでに6町すべてに情報公開条例が制定されている。また、条例に基づく情報公開審査会について、本年4月から水上郡情報公開審査会に一本化された。
・個人情報保護条例についても6町すべてに条例制定がされており、個人情報審査会についても共同設置で組織されている。
・関係する条例等については、「条例・規則の取扱い」の調整内容において確認された。
・情報公開審査会については、「一部事務組合等の取扱い」の調整内容において確認された。
以上により、「情報公開の取扱い」については、協定項目として確認すべき事項がなくなったため、協定項目から削除する。

【協議事項】

協議第3号
住民説明会について
住民説明会実施計画（案）、住民説明会に関するスケジュール（案）について、提案どおり確認されました。
開催日程はP8「住民説明会開催のご案内」をご覧ください。

【協議事項】

協議第51号（協定項目）
町の慣行の取扱い
次のとおり確認されました。
（201）市章は、合併時に定めるものとする。
市民憲章・宣言・市木・市花・市鳥・市歌は、新市において検討するものとする。
（3）表彰については、新市に移行後、速やかに制度化を図るものとする。

【協議事項】

協議第52号（協定項目）
行政区の取扱い
「行政区の区域については現行のとおりとし、組織・役員等については新市で調整を図る。」として継続して提案されました。
（主な意見）
現在の最小の「行政区」は、集落ではなく各町ではないのか。「自治会」と「行政区」は持つ意味合いが違うと思う。
「自治会の取扱い」と変更する方が合つのではないか。
《協議結果》
「行政区」の定義について意見調整が必要であるとして継続協議となりました。



第32回 合併協議会

【報告事項】

第14回協議会運営小委員会に関する会議報告が行われました。
この中で、予備日の日程等については、協議会運営小委員会で調整することが確認されました。



〔傍聴者 一般：55名 報道：6名〕

【提案事項】

（第33回合併協議会で協議されました。）
提案事項の調整内容は、第33回合併協議会の記事（P6）をご覧ください。

【協議事項】

協議第53号（協定項目）
人権・同和対策の取扱い
協議第45号（協定項目）
社会教育関係の取扱い（修正提案）
確認された調整内容のうち、市長部局である「（仮称）人権啓発センター」に関する記述について、「人権・同和対策の取扱い」の調整内容に含めるため、この項目からは削除するとして修正提案されました。

第33回 合併協議会

【協議事項】

協議に先立ち会長から、新市名称について次のとおり報告がありました。
・新市名称については、先日「新市名を考え直す会」の代表者に正副会長が出会い、「要望に対する回答会」として、市名選定の検討経過や決定に至った理由を申し述べ、「丹波市」に対する理解を求めました。「新市名を考え直す会」の皆さまには、新市のことを真剣に考えていただき心より感謝しております。今後においては、新しいまちづくりへの提言を期待されるなど、新たな活動展開に期待するところです。

協議第1号
第35回、第36回、第37回合併協議会開催日程等の変更について
次のとおり日程等の変更が確認されました。
・第35回合併協議会
平成15年11月14日（金） 於 山南町
・第36回合併協議会
平成15年11月26日（水） 於 市島町
・第37回合併協議会
平成16年1月22日（木） 於 柏原町



〔傍聴者 一般：40名 報道：7名〕

第33回 合併協議会

【協議事項】

協議第2号
住民説明会開催日程(案)、配布資料について、提案どおり確認されました。

開催日程はP8「住民説明会開催のご案内」をご覧ください。
(主な意見)

住民説明会には、もう少しわかりやすい資料をお願いしたい。「事務機構及び組織の取扱い」について、協議経過を踏まえて詳しく説明して欲しい。住民にわかるようにする義務がある。

↓(事務局) 部局配置イメージ図等や、想定される支所業務については提出しているが、確認済みの協定項目を基本とした支所の業務内容等について、住民説明会用の資料とするため、11月7日の合併協議会で協議いただくための検討をしている。
支所の仕事の量や、支所の権限と機能、支所長の権限、現地解決型等についても、住民説明会の時にはきちんとした説明がされるのか。

↓(幹事) 行政組織は、その時々々の行政需要によって流動的に考えていかなければならない。合併当初の行政需要や、行政対応すべきものが何かという観点で組織を見る必要がある。人員を何人配置するかが先に立つものではないと考える。現在行われている事業や新市の施策展開の重点をどこに置くかについても、人員配置に大きく影響を与える。どんな機能を支所に持たせるか検討し合併協議会に報告していきたい。また、現地解決型については、毎日の住民の生活や、窓口サービスに不便が生じないようにという観点で、支所の機能を考える必要がある。支所ですべての自治権能を持つことを現地解決型だと考えるならば、現町のまま存続していくしかない。住民の生活、窓口サービスに不便が生じない体制を支所に作り上げ、管理的な部門は効率化、合理化を図っていく観点で考えていくべきである。

↓(会長) 今、幹事長が言った趣旨と同じであるが、合併当初については、支所を重視したいと私は言ってきた。そういう意味

での配慮をして欲しいと指示している。
意識調査では、中心部と周辺部の行政サービスに不公平が生じるのではないかと多くの不安が寄せられた。支所機能が明らかにならない限り、住民の不安は解消されない。

↓(事務局) 現在、支所で行う業務、支所で取り次ぐ業務、本庁でできない業務について、住民サービスが低下しないよう、緊急時に対応できるように配慮しながら、効率化について検討しているところである。支所機能については、新市としての施策の決定に伴い、段階的に機能のあり方を検討していく必要がある。特に周辺部の住民の不安を解消する観点に立つて、支所を考えていただき、それに対応する資料を出していただきたい。

↓(幹事) 「住民サービス」とは、直接住民と職員が面談をして解決するもの、議会、市長の権限で解決すべきもの等様々なケースがある。「住民に不便をきたさない」とは、その場で解決しないといけない業務について、それが今までどおりに行える状況にするということである。「住民サービスを低下させない」とは、直接的に行うサービスだけではなく、様々なサービスを行っているなかで、合併によるスケールメリットを活かし、合理化により経費を削減して、その部分を住民に還元していくことであり、そのことが合併のメリットである。その観点で組織等も考えていくべきである。そこに合併の本質があると考える。

↓(幹事) 窓口業務などの住民対応については従前どおり、もしくはそれ以上を考えていく必要がある。管理部門については、集約していくことが合併のメリットである。そうしないと効率的な財政運営はできないと考える。それが大きな違いである。

住民票を取るのは今までどおりだとか、要望は本庁の決裁が必要だとかいうことを住民は知りたいので、次回の合併協議会には、そういう資料を出して欲しい。

↓(会長) 委員からも貴重な意見をいただいている。新市になってからでも、修正するものは修正するということで理解していただき、初めから100%は難しいということをご理解いただきたい。

【協議事項】

協議第6号(協定項目)

↓(新市建設計画) 新市建設計画(本編)については、第31回合併協議会で承認された内容で、県知事の了解が得られたとの回答があり、この知事協議の終了をもって、合併特例法に規定する新市建設計画として正式に位置づけることが確認されました。

↓(新市建設計画概要版について) 前回と同内容で提案され、原案どおり確認されました。

(主な意見)
住民サービスの低下を招かないため、将来的にはワンストップサービス(複数の行政サービスを一つの窓口で受けることができる機能)をと協議してきた。その点を踏み込んで書くことで、住民の不安が解消できないか。

↓(事務局) 協議してきたことではあるが、概要版は建設計画の要約であるので、本編に載っていないことまで踏み込んで書くことはできないのではないか。概要版はこのままで、支所で想定される業務等についての資料等の中で検討していきたい。

新市建設計画概要版を11月6日に新聞折込みにてお届けいたしますので、内容を「ご確認ください」。

協議第33号(協定項目)

町名・字名の取扱い

↓(正副会長) 正副会長会で提案を一本化したとして、当初提案どおり、「大字の設定区域は現行の通りとし、すべての区域において、現大字名の前に現町名を付し、大字名を変更する。」と、継続して提案されました。

(主な意見)

原案に反対。現町名を付ける理由、利点を聞かせてほしい。
同名の字は176字(あざ)中、6つであるので、十分協議されればあまり大きな理由はないと思う。

どちらにしても明確な理由は難しい。現町名が無くなるのは寂しいというのが11%ある。自身未だに迷っている。1地区でも残すことについて譲れないのなら、少数意見であつても、尊重すべきではないか。

↓(会長) 残してほしいという意見を多くいただいたと理解している。
該当地区は意見集約したら、現町名を残してほしいということであった。他の地区に聞いたらまったく正反対の意見も出た。町では、残すことで調整している。町長会でまとまったのだからこれでよいと思ってい

各町でまとまってというのがどうか。各町の集約は1号、2号委員、3号委員は性格が違う。

↓(会長) 正副会長会で統一せよと一任いただいたことについて一本化して提出した。ご理解いただきたい。
過去の合併の経過を見たり、これからの市

を考えたとき、原案に反対する。昭和の合併の際は付けなかったが、そのことで同一性、連帯感ができ機能している。
原案に賛成である。現町を誇りに思っている。残してほしい。

7ヶ月議論を深めてきた。町議会の研究会で全会一致で町名は付けないという結果であった。正副会長会では付けるということだが、36人の委員で決めることである。継続になってきた経緯が薄れてきた。

自分たちのしたアンケートでは現町名を残してほしいという回答が多かった。町では付けた方がいいとまとまった。

賛成である。自分が判断する材料として議会で意見を聞いた。すべての調整をすることはできなかったが、決定は合併協議会でされることである。外から来たときには行きやすいし、親切である。

《協議結果》

提案に賛成・反対双方の意見が多数出されたため、協議を中断し、この扱いについて正副会長協議を経て、協議会運営小委員会で協議されました。

結果、「議論は出尽くしたので、協議第33号「町名・字名の取扱い」については、採決により決定する。採決の方法は、合併協議会議長の裁量に任せる。」と委員長から報告があり、直ちに起立採決が行われ、賛成多数で、「大字の設定区域は現行の通りとし、すべての区域において、現大字名の前に現町名を付し、大字名を変更する。」と確認されました。

第33回 合併協議会

住民説明会について

- 住民説明会の日程及び配布資料について、第33回合併協議会に提案することが確認されました。
- 住民説明会の意見集約について、協議会委員としての取り組みについての意見交換を行いました。

合併協議会の追加日程について

- 前回、合併協議会の予備日が必要とされたことについて、予備日ではなく正式な協議会として位置づけて追加開催するとして、第33回合併協議会に提案することが確認されました。

庁舎見学について

- 現庁舎の見学については、庁舎の利活用を含めて廃置分合の議決以降において検討することが確認されました。



[傍聴者 一般：2名 報道：4名]

第33回 合併協議会

平成15年10月22日(水) 於 春日町文化ホール

【協議事項】

協議第52号 行政区の取扱い
前回の意見を踏まえ、行政区の定義について、「行政が組織的に直接業務を依頼し、事業や啓発活動を推進する住民にもっとも身近な組織として、従来どおり自治会組織にご協力をいただく単位であり、区・部落・自治会等多様な呼称が存在するので、この場合において総称して『行政区』とした。」との説明が行われ、次のとおり確認されました。
《協議結果》
行政区の区域については現行のとおりとし、組織・役員等については新市で調整を図る。

協議第53号(協定項目) 人権・同和対策の取扱い
次のとおり確認されました。

《協議結果》
(1) 人権・同和対策については、これまでの取組みの経緯を踏まえ、新市において調整する。
(2) 市長部局に新市の人権行政施策の中枢を担う(仮称)人権啓発センターを設置し、人権行政部門の一本化を図る。

協議第45号(協定項目) 社会教育関係の取扱い(修正提案)
「(仮称)人権啓発センター」に関する記述について、協議第53号に含めることが確認されたことから、この項目から削除し、(8)を次のとおり修正することが確認されました。

《協議結果》
(8) 人権教育について
教育委員会と(仮称)人権啓発センターの連携を密にし、教育啓発活動を積極的に行う。

【報告事項】

第15回協議会運営小委員会に関する会議報告が行われました。

確認事項のここが知りたい!

▶ 町名・字名の取扱いについて

大字の設定区域は現行のとおりとし、すべての区域において、現大字名の前に現町名を付し、大字名を変更することが決まりました。

平成16年11月1日以降の住所表示は次のようになります。(参考抜粋)

大字名	現在の住所表示	丹波市(合併後)	
		大字名	住所表示の例
柏原	氷上郡柏原町柏原	柏原町柏原	丹波市柏原町柏原
大新屋	氷上郡柏原町大新屋	柏原町大新屋	丹波市柏原町大新屋
石戸	氷上郡柏原町石戸	柏原町石戸	丹波市柏原町石戸
成松	氷上郡氷上町成松	氷上町成松	丹波市氷上町成松
長野	氷上郡氷上町長野	氷上町長野	丹波市氷上町長野
大谷	氷上郡氷上町大谷	氷上町大谷	丹波市氷上町大谷
佐治	氷上郡青垣町佐治	青垣町佐治	丹波市青垣町佐治
東芦田	氷上郡青垣町東芦田	青垣町東芦田	丹波市青垣町東芦田
大名草	氷上郡青垣町大名草	青垣町大名草	丹波市青垣町大名草
黒井	氷上郡春日町黒井	春日町黒井	丹波市春日町黒井
野村	氷上郡春日町野村	春日町野村	丹波市春日町野村
多利	氷上郡春日町多利	春日町多利	丹波市春日町多利
谷川	氷上郡山南町谷川	山南町谷川	丹波市山南町谷川
長野	氷上郡山南町長野	山南町長野	丹波市山南町長野
大谷	氷上郡山南町大谷	山南町大谷	丹波市山南町大谷
上田	氷上郡市島町上田	市島町上田	丹波市市島町上田
下竹田	氷上郡市島町下竹田	市島町下竹田	丹波市市島町下竹田
多利	氷上郡市島町多利	市島町多利	丹波市市島町多利

住所表示の変更により必要となる手続き等については、今後お知らせしていきます。

協議会運営小委員会

第14回 平成15年10月6日(月)

合併協定項目について

- 合併協定項目協議状況、合併協定項目の変更について一括して協議され、合併協定項目の変更については、原案どおり第32回合併協議会に提案することが確認されました。

合併協議会の開催日程について

- 第35回・第36回合併協議会開催日程及び開催町の変更について、合併協議会に提案することが確認されました。
- 今後の協議状況に対応するため、11月11日から15日までの間に合併協議会の予備日を設定することが確認されました。

住民説明会について

- 住民説明会実施計画(案) 住民説明会に関するスケジュール(案)について、開催の時期を修正し、説明会の所要時間及び、時間配分は削除して、第32回合併協議会に提案することが確認されました。
- 日程と所要時間等は、それぞれの町で協議することとし、次回小委員会において継続して協議することになりました。
- 住民説明会の配布資料等については次回協議することになりました。

第32回合併協議会について

- 会議次第により、協議会に提案される協議項目について確認されました。

その他

- 新市名を考え直す会等へどのように対処されたのかとの質問があり、副会長から経過説明が行われました。



[傍聴者 一般：6名 報道：6名]